

5月号

おおもり青色申告会



No.0674

一般社団法人 大森青色申告会

令和4.5.1

所得税・消費税の申告内容に誤りを見つけたら!

確定申告書を提出した後に、計上漏れや重複計上等で申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

※新型コロナウィルス感染対策の為、ご来所される場合は事前にご連絡をお願いします。また、ご相談される場合は、完全予約制にてご対応しております。

1. 納める税金が多過ぎた場合や、還付される税金が少な過ぎた場合

「更正の請求」という手続ができる場合があります。この手続は、更正する内容を証した書類を添付した更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付することになります。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

→詳しくは税務署へお尋ねください。

2. 紳める税金が少な過ぎた場合や、還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、「修正申告」により誤った内容を訂正します。誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告してください。修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税（期限後提出の確定申告について修正申告をした場合には、無申告加算税）がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。修正申告が税務調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは、過少申告加算税はかかりません（無申告加算税については税率が軽減されます）。また、確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。この場合、納付の日までの利息に相当する延滞税を原則併せて納付する必要があります。

→詳しくは税務署へお尋ねください。



事業復活支援金についてのお知らせ

当会では、事業復活支援金の登録確認機関として「事前確認」を行っております。

当会での「事前確認」の期限は、

令和4年5月25日(水)までとさせていただいております。

対象の方はお忘れないようご注意ください。

詳細は、当会HP内の『国が行う『事業復活支援金』についてのお知らせ』をご覧ください。

https://www.oomori-aoiro.org/contents/images/20220325_grant.pdf



マイナンバーカード申請がお済みでない皆様へ(大田区在住の方)

昨年に引き続き、またまたマイナンバーカードセンターがやってきます！

6/21(火)～6/23(木)に青色申告会を会場にマイナンバーカードの申請ができます。

開催時間等の詳細は、6月号会報同封のチラシにてご案内いたしますのでチラシがお手元に届きましたら、ぜひご予約ください。

※申請日の予約状況やコロナ感染状況等により一部または全部の日程が中止となる場合もございます。

※当会では、青色申告特別控除65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカードを使用」して本人送信でのみ対応しております。

自転車保険の大切なお知らせ

自転車保険の新規加入をご検討中の方、及び現在ご加入されている方で継続または、契約内容の変更を希望される方は、令和4年5月31日午後4時までに手続きが必要となりますのでご注意ください。

詳細は先月お送りしましたチラシをご覧ください。

お問い合わせは、**03-3771-8859**

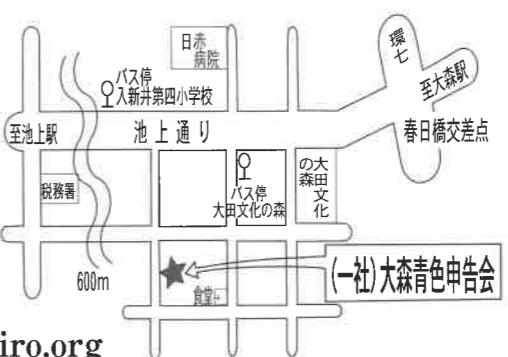
(一社)大森青色申告会事務局 担当：鷲尾まで

◆確定申告期の御礼◆

本年も「指導サポート料(決算カンパ)」にご協力いただきありがとうございました。
会員皆様のご協力をいただき、令和3年分確定申告期は恙なく終了いたしました。
役職員一同、御礼申し上げます。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-aoiro.org>



予約制 事務局に申込み時 間 申込順で30分位
無料法律相談日
5月13日(金)
5月26日(木)
保険の相談
ご希望の方は事務局迄

～電子帳簿保存法改正について～

電子取引の電子保存に猶予期間が設けられました！

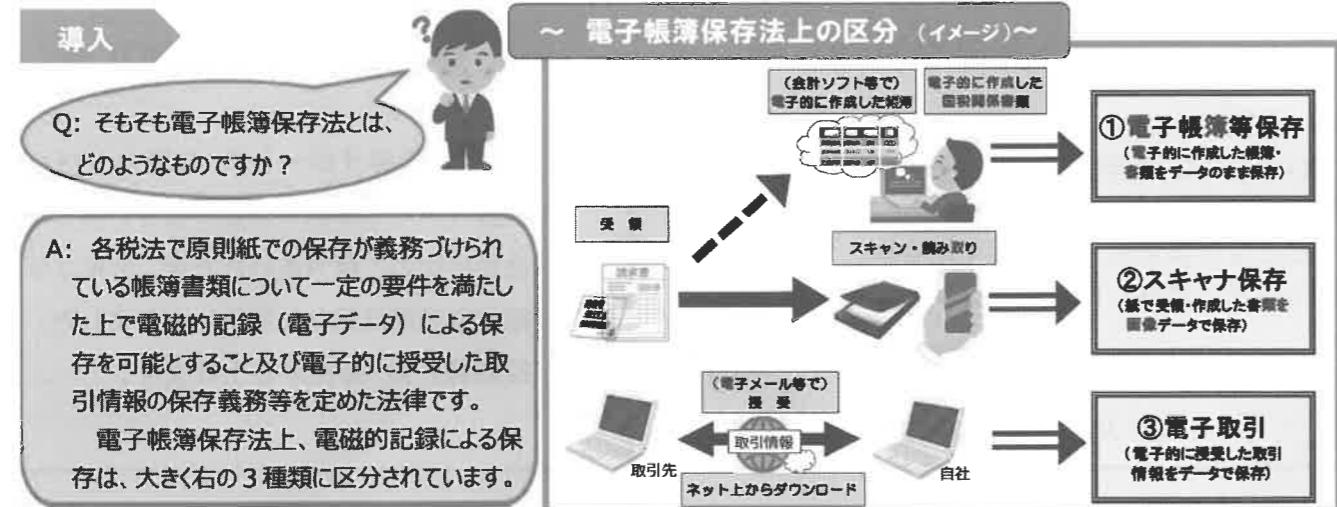
本年1月号の当会会報3面でもご案内いたしましたが、令和4年1月1日から電子帳簿保存法が改正され、取引に関する領収書や請求書等を電子データで受け取った場合(以下、電子取引)は、プリントアウトして紙で保存するのではなく、真実性や可視性の要件を備えた上で電子データの状態での保存が義務化されました。

しかし、これまでどおり紙による保存を容認する「宥恕措置※」が規定され(財務省令が改正)、実質的に2年間の猶予期間が設けられました。

猶予期間は、令和5年12月31日までとし、①やむを得ない事情(対応が間に合わない等)及び②税務調査の際に、書類提出できる状態で管理している場合に紙媒体での保存が認められます。

なお、**令和6年1月1日からは、電子取引は電子データの状態で保存する必要があります。**数多くの会員の皆様に影響する内容かと思いますので、当会では今後の会報や配布物等で、改正された電子帳簿保存法関連について詳しくご案内する予定です。

※「宥恕(ゆうじょ)措置(規定)」とは、「災害その他、やむを得ない事情があるときに、例外的な対応を認める措置(規定)」をいい、「宥(ゆう)」「恕(じょ)」ともに「許す、赦す(ゆるす)」の意味があります。



※詳しくは、国税庁HP「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>



令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度の概要

インボイス制度の概要について、次のとおりとなります。

・適格請求書(インボイス)とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

・インボイス制度とは、

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。



【国税庁HP内のインボイス制度特集ページ】

◆◆◆ 帳簿の印刷や、領収書類等の保存をお忘れなく！ ◆◆◆

帳簿や書類は最長7年間保存する必要があります。青色申告者の場合の具体的な保存年数は以下のとおりです。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など
	現金・預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)
		5年

白色申告者(青以外の方)についても記帳・帳簿等の保存義務が設けられており、具体的な保存年数は以下のとおりです。

保存が必要るもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した書類(法定帳簿)	7年
書類	業務に関連して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

※現在所有している不動産の売買契約書や工事請負契約書、減価償却資産の売買契約書などは、将来譲渡するとき等に使用する場合がありますので上記の期間以上に保存しておくことをおすすめいたします。

※会計ソフトをご利用されている方は、基本的に帳簿は紙に印刷して保存してください。